

埜町庶務管理システム導入及び保守業務委託事業  
公募型プロポーザル実施要項

令和 7 年 5 月

総務課

## 1. 目的

2019 年 4 月に施行された働き方改革関連法により改正された労働安全衛生法において、勤怠管理は「客観的な記録により労働時間を把握しなければならない」とされ、これにより、自己申告制や手書きの出勤簿による勤怠管理から脱却し、職員の労働時間を法律要件に沿って客観的かつ正確に管理することが求められている。本町においても、紙媒体の出勤簿と併せて、勤怠に係る各種申請及び管理を電子化することで、職員の勤怠管理に関する事務の正確化・効率化を図ることを目的とする。また、本調達は、クラウドサービスの利用とし、クラウドサービスの受託候補者として、高度な技術・ノウハウを有することが必要であり、他自治体における実績、他システムとの連携や拡張性など、価格以外の要素を含め、総合的な見地から判断し最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

## 2. 事業概要

### (1) 業務名

埴町庶務管理システム導入及び保守業務（以下「本業務」という。）

### (2) 業務内容及びシステム仕様

別紙「埴町庶務管理システム導入及び保守業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおり。

### (3) 実施期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで（導入は令和 7 年 12 月 31 日まで）

### (4) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）

- |           |               |
|-----------|---------------|
| ① 導入業務    | 4,840,000 円   |
| ② 保守業務    | 55,000 円（月額）  |
| ③ システム利用料 | 231,000 円（月額） |

※上限額を超える提案は受理しない。

### (5) 設置形態等

LGWAN 系ネットワークを利用したクラウド型サービス

### (6) 実施方法

公募型プロポーザル

## 3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 埴町に令和 7 年度入札参加資格審査申請書を提出し、登録されていること。
- (2) 業者の指名から契約締結日までの間において「埴町建設工事等入札参加資格制限措置要綱」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者に該当しないこと。

- (4) 福島県内に本社又は支社を有する者であること。
- (5) 過去、5 年間に国又は地方公共団体との間で同様のシステム導入及びそれに係るコンサルティング業務の実績が十分にあること。
- (6) 国又は地方公共団体へのグループウェア及び電子文書管理システムの導入実績を有すること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続きの開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

#### 4. スケジュール

事業者選考に係るスケジュールは次のとおりとする。なお、スケジュールについては、都合により変更となる場合がある。

| 項目                   | 期日等                |
|----------------------|--------------------|
| (1) 募集の公告（町 HP に掲載）  | 令和 7 年 5 月 9 日（金）  |
| (2) 質問書の提出期限         | 令和 7 年 5 月 15 日（木） |
| (3) 質問への回答           | 随時                 |
| (4) 参加表明書等の提出期限      | 令和 7 年 5 月 23 日（金） |
| (5) 参加資格確認結果の通知      | 令和 7 年 5 月 28 日（水） |
| (6) 企画提案書等の提出期限      | 令和 7 年 6 月 11 日（水） |
| (7) プレゼンテーション及びヒアリング | 令和 7 年 6 月 18 日（水） |
| (8) 選定結果の通知          | 令和 7 年 6 月 23 日（月） |
| (9) 契約締結             | 令和 7 年 7 月上旬～中旬    |

#### 5. 各種手続き等

##### (1) 質問書の提出期限【令和 7 年 5 月 15 日（木）まで】

質問がある場合は、質問票（任意様式）に質問事項を記載の上、事務局に電子メールで提出すること。なお、メール件名の初めに【庶務管理質問】と付すること。

##### (2) 質問への回答【随時】

質問に対する回答は HP に掲載し、随時更新する。

##### (3) 参加表明書等の提出期限【令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 5 時まで】

「2. 事業概要（3）・（4）」、「3. 参加資格」で定められた要件及び業務仕様書「第 2 章 1. システムの概要」の全てを満たし、本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の書類を事務局にメール又は郵送で提出すること。

- ① 参加表明書（様式第 1 号）※代表者印（電子可）を押印すること。

- ② 事業者概要書（様式第 2 号）
- ③ 業務実績等に係る調査書（様式第 3 号）

#### （4）参加資格確認結果の通知【令和 7 年 5 月 28 日（水）】

参加表明者の参加資格等を確認し、その適否を電子メールで通知するとともに、要件を満たす場合は、企画提案書等の提出要請を併せて行う。

#### （5）企画提案書等の提出期限【令和 7 年 6 月 11 日（水）午後 5 時まで】

企画提案書は 1 事業者につき 1 案とし、以下の書類を 1 部、併せて電子データを格納した CD-R を 1 枚、持参又は郵送で事務局に提出すること（※審査に必要な部数は事務局で用意する）。なお、提出後の差し替えは認めないこととする。

##### ① 企画提案書

様式は任意とするが、業務仕様書を踏まえたうえで、次に掲げる内容を記載すること。提案書は A4 サイズ横長、横書きで両面印刷とし、15 枚（両面印刷で 30 ページ）程度を限度とする。提案書の表紙には「埴町庶務管理システム導入及び保守業務に係るプロポーザル提案資料」と記載し、項目順に綴ること。なお、表紙はページ数にカウントしない。

- （ア）基本的な考え方（本業務への理解、実績、データセンター要件等）
- （イ）プロジェクト管理について
- （ウ）提案システムの選定理由、概要・構成・機能、導入効果について
- （エ）職員研修について
- （オ）運用保守について
- （カ）サポート体制
- （キ）自由提案について（付加価値）

##### ② 庶務管理システム機能仕様書

##### ③ 見積書（任意様式）

2.（4）①（導入業務）に対する見積書と、2.（4）②（月額保守業務）及び③（月額のシステム利用料）に対する見積書を分けて提出すること。なお、見積額は消費税及び地方消費税を含んだ額（消費税額を別途見積書に表示する形式）とすること。

#### （6）プレゼンテーション及びヒアリング【令和 7 年 6 月 18 日（水）】

公募型プロポーザルとして実施し、審査は「埴町庶務管理システム導入及び保守業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。審査の結果、得点が最も高い者を契約候補者として決定する。なお、審査委員会は非公開とする。

##### ① 開催日時

令和 7 年 6 月 18 日（水）※時間については、企画提案書提出後に通知する。

##### ② 開催場所

はなわホール（埴町役場 1 階）

③ 発表順

発表順は、企画提案書の提出が遅かった者からとする。なお、会場に入室できるのは 5 名以内とする。

④ 説明時間

（ア）プレゼンテーション及びデモンストレーション 60 分

（イ）ヒアリング（質疑応答） 15 分

⑤ 内容

提案趣旨等を明確に説明し、出退勤管理、勤務状況等の見える化、勤怠管理（年次有給休暇、超過勤務等）の機能についてデモンストレーションを交えながら説明すること。また、提出した企画提案書の内容以外の資料の配布や投影は禁止する。なお、庶務管理システムの対象には、会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム）も含まれていることに留意すること。

⑥ 使用機材

プレゼンテーションを実施するための必要な機材は提案者が用意すること。なお、スクリーン及びプロジェクターについては、事務局で用意する。

⑦ 審査方法

（ア）埴町庶務管理システム導入及び保守業務委託契約候補者選考基準に基づき、項目ごとの評価点数の合計（200 点満点）で競う「総合評価方式」により評価する。

（イ）評価点数は、審査委員の平均点（小数点以下第 3 位を四捨五入）とする。

⑧ その他

参加者が 1 者の場合であっても審査を実施するものとし、その場合、総合評価点の取得割合が 60%以上でなければ契約候補者として認めないこととする。

**（7）選定結果の通知【令和 7 年 6 月 23 日（月）】**

審査結果については、各提案者に通知する。最高得点提案者が複数ある場合は、審査委員会での協議により選定するものとし、本プロポーザル手続き完了後に、各提案者（非選定の場合は、その提案者名称を除く。）に関し、総合得点を公表する。なお、本選定結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

**6. 失格事項**

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （1）提出期限までに企画提案書が提出されなかった場合。
- （2）提出書類に虚偽の記載があった場合。
- （3）審査の公平性を害する行為があった場合。
- （4）公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
- （5）その他、本実施要項に違反した場合及び審査委員会が不適当と認める場合。

## 7. その他の事項

- (1) プレゼンテーションにより選出された契約候補者を随意契約の見積徴取の相手方として、契約条件等を協議の上、随意契約を締結する。なお、協議が整わなかった場合は辞退とみなし、次順位者から順次協議を行うものとする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された提案書は、提案者に無断で提案審査以外の目的に使用しない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加申込書及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止処置を行うことがある。
- (6) 仕様書等に記載のない事項、または疑義が生じた場合には協議の上、決定する。

## 8. 問い合わせ及び事務局並びに書類提出先

埴町役場 総務課 企画情報係

〒963-5492 福島県東白川郡埴町大字埴字大町三丁目 21 番地

電 話 0247-43-2111

F A X 0247-43-2116

メール [jouhou@town.hanawa.fukushima.jp](mailto:jouhou@town.hanawa.fukushima.jp)